

# 特別支援学校 幼稚部・小学部・中学部 総則

## 1 改訂の基本方針

### (1) 幼稚園、小学校及び中学校の教育課程の基準の改善に準じた改善

#### ① 育成を目指す資質・能力の明確化

「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力

ア 「知識・技能」

イ 「思考力・判断力・表現力等」

ウ 「学びに向かう力・人間性等」

#### ② 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

ア 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

イ 学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上

ウ 各教科等の特質に応じた「見方・考え方」

#### ③ 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

組織的かつ計画的に教育活動の質を向上

#### ④ 教育内容等の主な改善事項

言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実などについて総則や各教科等において、その特質に応じて内容やその取扱いの充実を図った

### (2) 幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視

#### ① 学びの連続性を重視した対応

ア 「重複障害者等に関する教育課程の取り扱い※」について、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定。※当該学年の各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることや、各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項を前学年の目標及び内容に替えたりすることができるなどの規定

イ 知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。その際、各部や各段階、幼稚園や小・中学校とのつながりに留意し、次の点を充実

- ・ 中学部に二つの段階を新設、小・中学部の各段階に目標を設定、段階ごとの内容を充実
- ・ 小学部の教育課程に外国語活動を設定できることを規定
- ・ 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができるよう規定

#### ② 一人一人に応じた指導の充実

ア 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、子供の障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実

- ・ 視覚障害：空間や時間の概念形成の充実
- ・ 聴覚障害：音声、文字、手話、指文字を活用した意志の相互伝達の充実
- ・ 肢体不自由：体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成
- ・ 病弱：間接体験、類似体験等を取り入れた指導方法の工夫

イ 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定

### ③ 自立と社会参加に向けた教育の充実

- ア 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うこと
- イ 幼稚部，小学部，中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定
- ウ 生涯学習への意欲を高めることや，生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ，豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定
- エ 障害のない子供との交流及び共同学習を充実（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）
- オ 日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕数学を学習や生活で生かすこと〔算数，数学〕身近な生活に関する制度〔社会〕働くことの意義，消費生活と環境〔職業・家庭〕など，知的障害者である子供のための各教科の内容を充実

## 2 改訂の要点

### (1) 学校教育法施行規則改正の要点

- ① 小学部3・4学年に「外国語活動」，第5・6学年に「外国語科」を新設（視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者，病弱者である児童）
- ② 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において，児童の実態等を考慮の上，外国語に親しんだり，外国の言語や文化について体験的に理解や関心を深めたりするため，第3学年以上の児童に「外国語活動」を設けることができる
- ③ 特別の教科道徳については，平成27年3月に改正

### (2) 幼稚部教育要領の改訂の要点

- ① 社会で広く共有されるように新たに前文を設けた
  - ア 幼児期にふさわしい生活
  - イ 「社会に開かれた教育課程」の実現
- ② 幼児期における見方・考え方

### (3) 小学部・中学部学習指導要領の改訂の要点

- ① 「社会に開かれた教育課程」と学習指導要領を踏まえた創意工夫
- ② 学級経営や生徒指導，キャリア教育の充実

### (4) 特別の教科 道徳に係る一部改正

- ① 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，各教科，道徳科，外国語活動，特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導ができる
- ② 個々の児童又は生徒の知的障害の状態，生活年齢，学習状況及び経験等に応じて，適切に指導の重点を定め，指導内容の重点を定め，指導内容を具体化し，体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと

## 3 小・中学校学習指導要領の関連項目

### (1) 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導〔総則解説：第3章第4節2〕

#### ① 障害のある児童生徒などへの指導

- ア 児童生徒の障害の状態に応じた指導の工夫・・・・・・・・・・〔総則：第1章第4の2の(1)のア〕
- イ 特別支援学級における特別の教育課程・・・・・・・・・・〔総則：第1章第4の2の(1)のイ〕
  - ・ 自立活動を取り入れる。
  - ・ 実態に応じた教育課程の編成
- ウ 通級による指導における特別な教育課程・・・・・・・・・・〔総則：第1章第4の2の(1)のウ〕
- エ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用・・・・・・・・〔総則：第1章第4の2の(1)のエ〕

#### ② 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携〔総則解説：第3章第5節2〕

学校相互間の連携や交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔総則：第1章第5の2のイ〕

#### ③ 指導計画の作成と内容の取扱い〔小・中国語解説：第4章1〕

指導計画作成上の配慮事項

障害のある児童などについては，学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行う